

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定

令和3年3月26日

告示第94号

改正 令和4年9月30日告示第212号

令和5年3月23日告示第68号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を次のように指定する。

- 1 桑名市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年桑名市規則第33号）第3条及び第13条に規定する市長が別に定める機関は、次に掲げる機関とする。
  - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
  - (2) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
  - (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「BELS評価機関」という。）
- 2 桑名市建築開発関係手数料条例（平成30年桑名市条例第60号。以下「条例」という。）別表第4の4の部及び5の部に規定する法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面の交付を受けたものとする。
  - (1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
    - ア 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
    - イ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
    - ウ BELS評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）
  - (2) 前号以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、ウ又はエとする。
    - ア 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
    - イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
    - ウ 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
    - エ BELS評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）
- 3 条例別表第4の6の部に規定する法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面の交付を受けたものとする。
  - (1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次のいずれかに該当する書面
    - ア 登録住宅性能評価機関が、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合するものとして交付する適合証
    - イ 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び検査済証

エ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

オ BELS評価機関が交付するBELSに基づく評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）

(2) 前号以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の場合についてはアを除く。

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

イ 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

ウ 前号イに掲げる書面

エ 前号ウに掲げる書面

オ 前号オに掲げる書面

4 条例別表第4の4の部及び5の部に規定する法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評価方法とする。

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分を評価しない場合に限る。）又は複合建築物の住宅部分（共用部分を評価しない場合に限る。）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

(2) 非住宅建築物又は複合建築物の住宅以外の用途に供する部分 基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

5 条例別表第4の6の部に規定する法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評価方法とする。

(1) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)及び同号ロ(3)の規定に基づく評価方法

(2) 前号以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年桑名市告示第106号の廃止)

2 令和2年桑名市告示第106号は、廃止する。

附 則 (令和4年9月30日告示第212号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（次項において「新告示」という。）の規定は、この告示の施行の日以後にされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。次項において「法」という。）第34条第1項の規定による認定の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による認定の申請については、なお、従前の例による。

3 この告示の施行の際現に法第34条第1項の規定による認定の申請をし、又は法第35条第1項の規定による認定を受けている建築物に係る法第36条第1項の規定による変更の認定については、新告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月23日告示第68号）  
この告示は、公布の日から施行する。